

情報・システム研究機構独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する細則

平成30年2月6日
制 定
最近改正 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この細則は、情報・システム研究機構個人情報保護規程第48条の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）が保有する独立行政法人等非識別加工情報（以下「非識別加工情報」という。）の提供に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則における用語の定義は、情報・システム研究機構個人情報保護規程第2条の定めるところによる。

(非識別加工情報の作成及び提供等)

第3条 機構は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）第44条の2に基づき、非識別加工情報（非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）を作成し、及び提供することができる。

2 機構は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために非識別加工情報を自ら作成し、又は提供してはならない。

(提案の募集)

第4条 機構は、法第4章の2の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成29年個人情報保護委員会規則第2号。以下「非識別加工情報規則」という。）で定めるところにより、定期的に、法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルについて、次条の提案を募集するものとする。

(非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第5条 前条の規定による募集に応じて非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、機構に対し、別記様式第1号及び別記様式第2号を提出することにより、当該事業に関する提案をすることができる。

(提案の審査等)

第6条 前条の提案があったときは、機構は、情報・システム研究機構情報公開等委員会（以下「委員会」という。）に、当該提案が法第44条の7第1項各号の基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審議させるものとする。

2 委員会は、審査を行うに当たっては、必要に応じ、当該文書を保有する機関等の長に意見を求めるものとする。

3 機構は、委員会の審議結果に基づき、前条の提案が基準に適合するかどうかを決定するものとする。

4 機構は、前項の規定により基準に適合する旨の決定を行ったときは、別記様式第3号に、別記様式第4号により作成した非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに係る書類を添えて、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

5 機構は、第3項の規定により基準に適合しない旨の決定を行ったときは、別記様式第5号により、当該提案をした者にその結果等を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 機構は、法第44条の8に基づき当該第三者に意見書の提出の機会を与える場合は、別記様式第6号により通知し、別記様式第7号により意見を聴取するものとする。

(契約の締結)

第8条 第6条第4項の通知を受けた者は、法第44条の9の規定により、機構との間で非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(非識別加工情報の作成)

第9条 非識別加工情報を作成するときは、法第44条の10に基づき当該保有個人情報を加工しなければならない。

2 前項の規定は、機構から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報ファイル簿への記載)

第10条 非識別加工情報を作成したときは、法第44条の11の規定により、当該非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に記載しなければならない。

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第11条 前条の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報(以下「既作成の独立行政法人等非識別加工情報」という。)をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、提案書(別記様式第8号)を提出し、機構長に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第5条から第9条までの規定は、第1項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第6条第4項中「審査結果通知(別記様式第3号)」とあるのは「審査結果通知(別記様式第9号)」と、同条第5項中「審査結果通知(別記様式第5号)」とあるのは「審査結果通知(別記様式第10号)」と読み替えるものとする。

(行政機関非識別加工情報の利用に係る手数料)

第12条 第8条の規定により機構と非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 第44条の8第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者一人につき210円(当該機会を与える場合に限る。)

二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 前条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

一 既作成の独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者 第8条の規

定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 第8条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者であつて、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業の変更に関する契約を締結するもの 12,600円

(契約の解除)

第13条 機構は、第8条の契約を締結した者が法第44条の14各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(安全確保の措置)

第14条 機構は、法第44条の15の規定により、非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第15条 非識別加工情報等の取扱いに従事する機構の役職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た非識別加工情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事務)

第16条 この細則に定める非識別加工情報の提供等に係る事務は、関係各機関の協力を得て、事務局総務課において行う。

附 則

この細則は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月 日から施行し、令和元年7月1日より適用する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所又は居所
(ふりがな)
氏 名
連絡先

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5第1項の規定により、以下のとおり行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 行政機関非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

5. 漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 行政機関非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、情報・システム研究機構のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（法第44条の5第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は千人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、情報・システム研究機構において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。
なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1) から (4) までの事項を具体的に記載すること。また、(4) の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等行政機関非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（独立行政法人等非識別加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2号（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

（ふりがな）
氏 名

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の5の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号（同法第44条の12第2項による準用を含む）に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長との間で行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、別記様式第4号（第6条第4項関係）の「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第6条第4項関係）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

郵便番号
（ふりがな）
住所又は居所
（ふりがな）
氏 名
連絡先

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44
条の9の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込
みます。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、別記様式第3号により通
知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5号（第6条第5項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会

（第三者） 様

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

あなたに関する情報が記録されている以下の個人情報ファイルについて独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）第44条の5第1項の規定による行政機関非識別加工情報に係る提案がありました。

当該提案は、審査の結果、同法第44条の7第1項に掲げる基準に適合していると認めるため、当該個人情報ファイルについて、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報を復元することができないように加工した独立行政法人等非識別加工情報として当該提案をした者に提供することとなります。

つきましては、同法第44条の8第1項で準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項に基づき御意見を伺いますので、当該個人情報ファイルに含まれるあなたの個人情報を非識別加工して提供することについて御意見がある場合は、同封した「独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

反対の御意見をいただいた場合は、加工の対象となる個人情報ファイルから、あなたに関する情報を除外したうえで独立行政法人等非識別加工情報を作成し、当該提案をした者に提供することとなります。

なお、提出期限までに同意書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1. 提案のあった個人情報ファイルの名称
2. 提案がなされた日
3. 上記個人情報ファイルの記録項目
4. 作成を予定している行政機関非識別加工情報の概要
5. 意見書の提出先 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構事務局総務課
6. 意見書の提出期限

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

独立行政法人等非識別加工情報の提案に関する意見書

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（ふりがな）

氏 名

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

年 月 日付け「保有個人情報を非識別加工情報へ加工して提供することに関する意見照会」について、次のとおり意見を提出します。

1. 照会のあった個人情報ファイルの名称

2. 意見

（1）自身に関する個人情報について、上記個人情報ファイルを非識別加工して提供することによる反対意見の有無
（該当する項目にチェック）

無 有（反対）

（2）その他

記載要領

1. 上記2.（2）の「その他」には、必要に応じて、反対の理由等を記載すること（特に意見がなければ記載は不要）。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号（第11条第1項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載する。）

連絡先（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12第1項前段の規定
第44条の12第1項後段

により、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用

（1）利用の目的

（2）利用の方法

（3）利用に供する事業の内容

(4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間

3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体 CD-R DVD-R

(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めるので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

（行政機関の長）との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第8条第1項各号に掲げる書類を 年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- （1）納付すべき手数料の額
- （2）手数料の納付方法
- （3）手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第11条第2項関係）

第 号
年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

（提案者） 様

大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構長

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）

記載要領

1. 「提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること